

消費生活に関する意識調査

食品の偽装表示や瞬間湯沸器等による一酸化炭素中毒事件など、食や製品の安全性が問われるとともに、悪質業者による消費者トラブルも跡を絶ちません。

兵庫県では、今年度から知事を本部長とする「兵庫県消費者行政推進本部」を設置するとともに、「生活消費局」を設置し、消費生活相談と衛生研究を一体化した「健康生活科学研究所」等との連携により、総合的な消費者行政を推進していくことにしています。

そこで、今後の消費者行政を進めるにあたって、現状や県民ニーズを的確に把握することにより、消費者行政をより効果的なものにするため、県民モニターの皆さんのご意見をいただくことにしました。以下に参考となる資料へのリンクを貼っていますのでご参照ください。

【参考資料1：消費者行政の総合的推進（兵庫県の取組み）】

【参考資料2：平成20年度兵庫県の消費生活相談の状況(1)】

【参考資料2-2：平成20年度兵庫県の消費生活相談の状況(2)】

アンケートは以下の7つのカテゴリーに分かれています。

各カテゴリー画面の末尾に「次へ」ボタンと「クリア」ボタンを設けていますので、次のカテゴリーごとに切り替えてご覧ください。

1:第1回アンケート調査「消費生活に関する意識」(当画面)

2:(1)商品やサービスへの不満について

3:(2)消費生活相談の利用について

4:(3)被害防止について

5:(4)食品の安全性について

6:登録ID及び県立施設招待券希望入力画面

7:記載内容確認画面

県立施設無料招待券を贈呈します！

県では、お一人でも多くの方に県民モニターとしてご登録いただき、貴重なご意見をいただきたいと考えており、県立施設のPRも兼ねまして、アンケートにお答えいただいた方のうち、希望される方には、各施設共通の無料招待券(*)を贈呈します。

招待券をご希望の方は、上記6の画面で「希望する」にチェックを入れてください。その次に上記7の「記載内容確認画面」に移り、記載済みの内容をご確認の上、末尾の「送信」ボタンを押していただくとアンケートが完了します。

対象施設は、県立美術館（神戸市）、県立人と自然の博物館（三田市）、県立考古博物館（播磨町）、県立歴史博物館（姫路市）、兵庫陶芸美術館（篠山市）を予定しており、アンケート終了後、希望者の方に改めてメールにて招待券をお届けします。

利用期間等、詳細は招待券送付時のメールでお知らせします。

（アンケート利用上の注意）

- ・アンケートフォームの開設期間中は、何度でも回答をやり直す事ができます。
- ・回答をやり直す際に、送信済みの回答結果は再表示されません。全項目に改めて回答いただく必要があります。
- ・開設期間中、最後に送信した回答のみが県に登録されます。
- ・設問の中で別ウィンドウで表示される「参考資料」の最下部に「より良いウェブサイト動的に表示されるもので、県民モニターアンケートとは無関係ですので、特にお答えいく必要はありません

1 商品やサービスへの不満について

- Q 1 過去2年間に、商品やサービスの提供について勧誘を受けたことがありますか。
受けた(Q2に進む)
受けていない(Q4に進む)

- Q 2 Q-1で「受けた」と回答した人にお尋ねします。過去2年間に、商品やサービスの提供について勧誘を受けたことのある販売方法などについて、次の中からあてはまるものをいくつでも選んでください。

訪問販売

電話勧誘販売

マルチ商法(販売組織の加盟者が「この会に入れば儲かって夢がかなう」などという誘い文句で次々に他人を加入させ、組織を拡大するような販売方法)

内職・モニター商法(「仕事を提供するので収入が得られる」などと言って、仕事に必要な機器等を販売する方法)

キャッチセールス(「アンケートに答えてください」などと言って営業所等へ誘い、商品等のセールスを行う方法)

アポイントメントセールス(「抽選に当たったので手続きに来て」などと言って目的や内を告げず、喫茶店等に呼び出し、商品等のセールスを行う方法)

催眠商法(公民館等で日用品などを廉価で配り、得をした気分させてから高額な商品を販売する方法)

デート商法(出会い系サイトを利用したりメールを送りつけて出会いの機会をつくり、商品を販売する方法)

点検商法(「点検する」といって家に上がり込み、別のサービスや商品を販売する方法)

送りつけ商法(注文もしていないのに、一方的に商品を送ってくる販売方法)

資格商法(職場等に電話をかけ、資格を取るための講座の受講を勧める販売方法)

靈感商法(「先祖のたたりで不幸になる」などと言って、祈とうなどを勧める方法)

かたり商法(あたかも、消防署や郵便局、保健所などの公的機関からの訪問をよそおい、商品を販売する方法)

メールやホームページによる架空請求等(実際に利用していないのに有料ホームページを利用したかのようなメールを送りつけて金銭を振り込ませようとしたり、クリックする前に利用料金・利用規約等について明確な説明がない、又は事実と異なる説明によりクリックを促し、リンク先において即座に「契約完了」や「料金請求」といった内容を表示させるなどして金銭を振り込ませようとするなど)

- Q 3 Q-1で「受けた」と回答した人にお尋ねします。過去2年間に、商品やサービスの提供について勧誘を受けた販売方法などに対して、不満や改善してほしい点があれば、次の中からあてはまるものをいくつでも選んでください。

断っても、しつこく勧誘された

断ったら、逆に怒鳴られたり、暴言を吐かれた

強引に契約させられた

勧誘されるのが煩わしい

その他(下欄に具体的に記入ください)

--

Q 4 過去2年間に、購入した商品や利用したサービスについて不満を感じたり改善してほしいと思ったこと又は身体的・経済的に被害を受けたことはありますか。
受けた(Q5に進む)
受けていない(Q10に進む)

Q 5 Q-4で「受けた」と回答した人にお尋ねします。不満を感じたり改善してほしいと思ったこと又は身体的・経済的被害を受けた商品やサービスは何ですか。次のうちからいくつでも選んでください。

【商品】

食料品	教育・学習教材
健康食品	文具・事務用品(電話機・パソコンなどを含む)
医薬品・医療用具	スポーツ・レジャー用品
化粧品	自動車、バイク、自転車
家事用品(食器、掃除用具、洗剤など)	住宅
電化製品	住宅設備
家具・寝具	その他の商品
電気・ガス・水道	
衣料品・身の回り品 (履物、鞆、アクセサリ、腕時計など)	

【サービス】

クリーニング
住宅補修・修理
金融・保険サービス
交通・運輸(電車・バス・宅配・引越業など)
通信(郵便、電話、インターネットなど)
教育(塾、家庭教師、通信教育等を含む)
教養・娯楽(習い事、技術・資格講座、遊興施設利用、宝くじなど)
旅行
理美容(エステティックを含む)
外食
その他のサービス

Q 6 Q-4で「受けた」と回答した人にお尋ねします。不満を感じたり改善してほしいと思ったこと又は被害を受けた内容はどんなことですか。次のうちからいくつでも選んでください。

価格が高額だった
商品が届かなかった
広告やパンフレット等の表示内容と実際の商品又はサービスの内容が違った
返品や解約に応じてもらえなかった
欠陥や不具合等、品質が悪かった
接客態度に問題があった
その他(下欄に具体的に記入ください)

2 消費生活相談の利用について

Q 7 Q-4 で「受けた」と回答した人にお尋ねします。日常生活で購入した商品やサービスについて、不満を感じたり改善してほしいと思ったこと又は被害を受けたことについて、どこに申し出ましたか。次のうちからいくつでも選んでください。

- 購入した販売店、セールスマン
- メーカー
- 市町の消費生活相談窓口
- 県の消費生活相談窓口（生活科学センター）
- 国の消費生活相談窓口（国民生活センター）
- 弁護士
- 警察
- PLセンター等の事業者団体
- どこにも申し出なかった（Q 9に進む）
- その他（下欄に具体的に記入ください）

Q 8 Q-7 で「いずれかに申し出た」人にお尋ねします。申し出た結果はどのようなものでしたか。次のうちから一つ選んでお答えください。

- 満足した
- どちらかと言えば満足した
- どちらかといえば不満であった
- 不満であった（以下に理由を記入ください）

Q - 9 Q-7 で「どこにも申し出なかった」と回答した人にお尋ねします。申し出なかった理由はなんですか。次のうちから2つまで選んでお答えください。

- 申し出ても満足 of いく回答が得られないから
- 被害金額が低いから
- 自分さえ我慢すればよいと思ったから
- 自分にも責任があると思ったから
- 証明することが困難だから
- どこに申し出てよいかわからなかったから
- 面倒だから
- 特に理由はない
- その他（下欄に具体的に記入ください）

Q - 10 今後、消費生活相談をするとしたら、どこに行きますか。次のうちから1つ選んでください。

- 市町の消費生活相談窓口
- 県の消費生活相談窓口（生活科学センター）
- 国の消費生活相談窓口（国民生活センター）
- 弁護士
- 警察
- PLセンター等の事業者団体
- その他（下欄に具体的に記入ください）

Q 11 消費生活相談窓口に望むことは何ですか。次のうちから3つまで選んでください。

- 家から近くにあること
- 交通の便の良いところにあること
- 土日、夜間も相談できること
- 待ち時間の少ないすばやい対応
- 高度な知識を持った専門家による的確な対応
- 相談受付から問題解決まで一つに機関で対応してくれること
- 親身になって相談にのってくれること
- 個人情報やプライバシーを保護してくれること
- その他（下欄に具体的に記入ください）

3 被害防止について

Q - 12 契約トラブルなどの被害に遭わないために、普段からどんなことに気をつけていますか。次のうちから3つまで選んでください。

- 不必要なものはきっぱりと断る
- 儲け話、うまい話には気をつける
- 一人で考えず、家族や友人、知人に相談する
- 契約内容など不明な点については納得できるまで質問する
- 文書で記録を残すようにしている
- 日頃から消費者行政の情報に関心を持ち、情報収集を行う
- 特に何もしていない
- わからない
- その他（下欄に具体的に記入ください）

Q - 13 催眠商法、マルチ商法など悪質商法の被害が跡を絶ちません。こうした被害から身を守るためには、消費者自ら自分自身の身を守る「自立した消費者」になることも重要です。消費者として正しい知識を身につけるための、消費者教育の方法として、どのような方法が有効だと思いますか。次のうちから2つまで選んでください。

セミナー、学習会、講演会の開催

情報紙、啓発資料など紙媒体による情報提供

インターネット、メールマガジンなどの電子媒体による情報提供

自治会、老人会などへの出前講座

テレビ、新聞などのマスメディアを活用した情報提供

消費者団体など各種団体による啓発活動

学校教育の中に組み入れた学習

その他（下欄に具体的に記入ください）

Q - 14 消費者教育で身につけておきたい知識は何ですか。次のうちから2つまで選んでください。

契約に関する知識（クーリングオフ・取消行為、クレジットカードの仕組み等）

インターネット上のトラブル防止に関するもの

悪質商法の被害防止に関するもの

商品やサービスの表示に関するもの

商品やサービスの危険性や安全な使用・事故防止に関するもの

商品やサービスの価格に関するもの

食品の安全性に関するもの

食育に関するもの

その他（下欄に具体的に記入ください）

Q - 15 被害の未然防止、拡大防止のために、県でどのような取り組みをしてほしいと感じていますか。次のうちから3つまで選んでください。

相談時間の拡充、巡回相談の開催など相談しやすい環境整備

市町の消費生活相談窓口の設置支援

悪質業者等に対する取締り強化

消費者教育の充実

消費者への情報提供

何もない

わからない

その他（下欄に具体的に記入ください）

4 食品の安全性について

本県では、安全で安心な食品を提供するため、HACCP に基づく自主衛生管理や食品トレーサビリティの取組みが一定水準以上である県内の食品関係事業所について、知事が認定する制度「兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 HACCP 認定制度)」を実施しており、認定された食品には認定マークを表示できます。

本項では、食品の安全性や兵庫県食品衛生管理プログラムについてお尋ねします。以下に参考となる資料へのリンクを貼っておきますのでご参照ください。

【参考資料3：兵庫県食品衛生管理プログラム(県版HACCP認定制度)について】

Q 16 食品の安全性について、不安に感じることは何ですか。次のうちから当てはまる項目を3つ選んでください。

農作物などの「残留農薬」

調味料や香料、着色料、保存料などの「食品添加物」

家畜等の病気の予防や治療のために使用され、食肉などに含まれる「残留抗生物質」

カドミウムやメチル水銀、ダイオキシンなどの「環境汚染物質」

卵や小麦、そばなどの「アレルギー物質」

食中毒菌やウイルスなどの「有害微生物」

BSE(牛海綿状脳症)や鳥インフルエンザなどの「家畜伝染病」

「遺伝子組換え作物」を使用した食品の安全性

「輸入食品」の安全性

健康の維持や増進などのために摂取する「健康食品」の安全性

特になし

Q - 17 兵庫県食品衛生管理プログラム(県版 HACCP 認定制度)をご存じですか。

知っている

知らない

Q-17-2 食品に表示されている「県版 HACCP 認定制度」のマークを見たことがありますか。

(参考資料3をご覧ください)

見たことがある

見たことがない

Q-17-3 「県版 HACCP 認定制度」のマークが表示された食品が販売されていれば購入したいですか。

購入したい

購入したいとは思わない

Q-17-4 Q-17-3 のように思われる理由は何ですか。下欄に記入ください。

--

ホーム > 県政情報・統計 > 広報広聴 > 広聴活動 > 参考資料1:消費者行政の総合的推進(兵庫県の取組み)

広報広聴

広聴活動

更新日:2009年7月30日

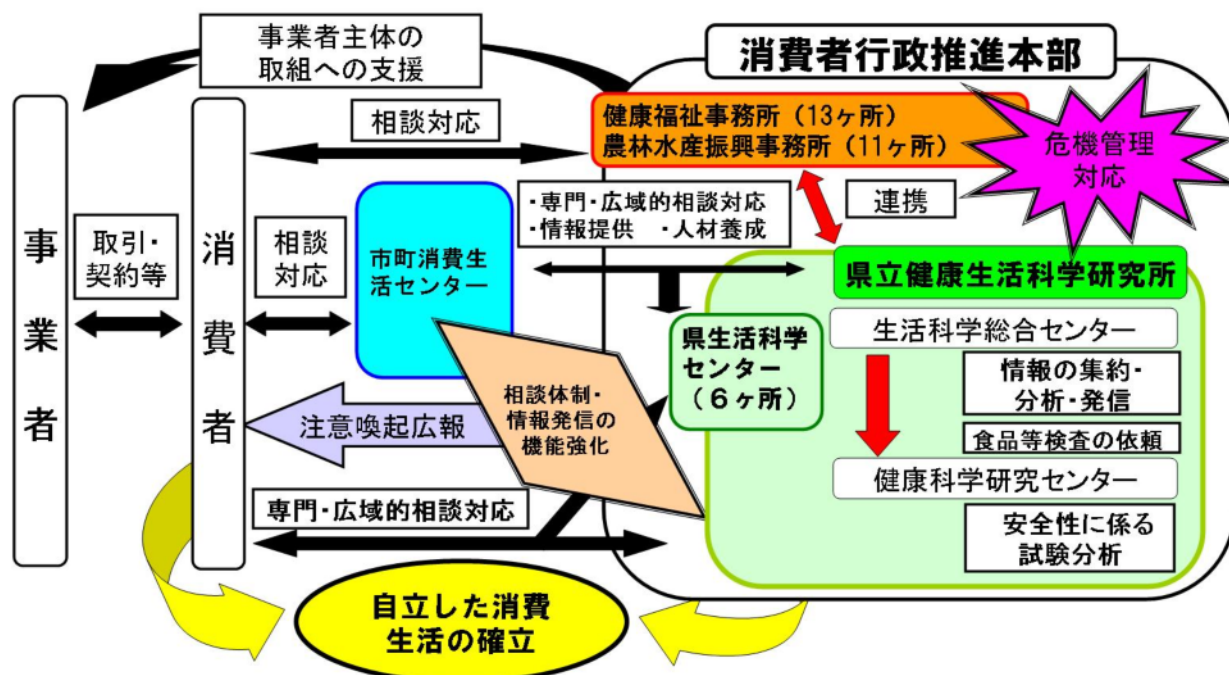
参考資料1:消費者行政の総合的推進(兵庫県の取組み)

基本方針

県民の安心できるくらしの実現に向けて、「消費者」、「事業者」、「行政」がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し、理解を深めることにより、信頼関係を確立することが求められている。

このため、消費者行政の先進県としてのこれまでの取組みを踏まえつつ、今後、さらなる信頼関係の確立をめざし、震災復興から生まれた公民協働の新しい社会システムを基本とした、三者の連携強化による消費者行政の総合的推進を図る。

推進体制



知事を本部長とする全庁的な推進体制として「兵庫県消費者行政推進本部」を設置するとともに、「生活消費局」を設置し、消費生活相談と衛生研究を一体化した「健康生活科学研究所」や各地の生活科学センター等との連携により、契約トラブルから食に関する科学的分析まで、消費者の多様な相談に応じる体制の強化を図る。

信頼確立のための4つの柱

(1) 相談体制の整備と正確な情報の発信

複雑・多様化する消費者被害の発生・拡大防止を防止するため、消費生活相談に迅速・的確に対応できる体制を整備し、原因究明等の機能を高めるとともに、県民が適時適切な情報を得ることができるよう、情報発信の充実強化を図る。

(2) 自立した消費生活の確立

消費者被害に遭わないために、消費者が主体的にくらしの安全・安心を確保するという意識と知恵を備え、実践できるよう、学習機会の充実を図る。また、社会全体として、自立した消費生活の確立にむけた気運醸成に努めるとともに、「食品ロス(本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品)」については、事業者とも意識を共有・連携しながら、その削減に向けての運動を展開する。

(3) 事業者主体の信頼の確立

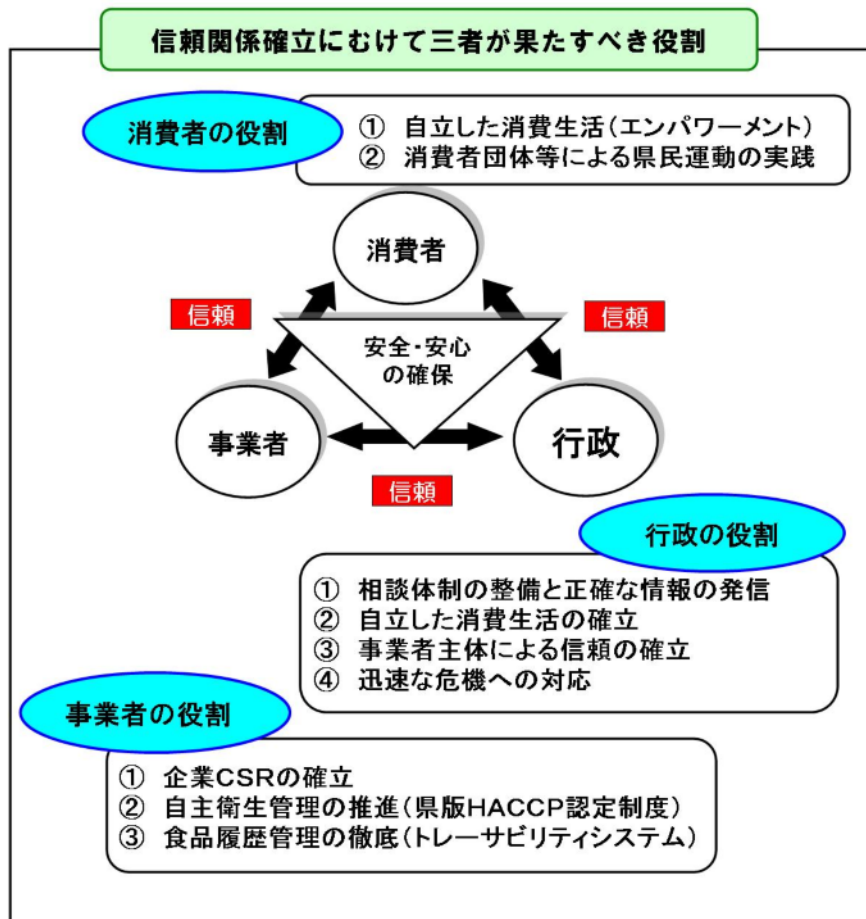
事業者の規範意識を問われる事件が跡を絶たないことから、事業者自らが社会的責任を果たしていくことができるよう、それに向けた取組を推進するための自主行動基準の指針の策定や自主衛生管理の推進等を図る。

(4) 迅速な危機への対応

食品事故や食品偽装事件等の危機事案に対応するため、行政や関係団体との連携のもと、監視指導及び検査の徹底を図るとともに、正確な情報の

収集と発信に努める。

併せて、迅速な原因究明、回収措置のための遡及システムの構築を図る。



関連資料

[消費者庁関連3法のポイントについて \(PDFファイル / 245KB\)](#)

[消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ \(PDFファイル / 97.4KB\)](#)

[消費者庁及び消費者委員会組織図\(案\) \(PDFファイル / 47.3KB\)](#)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、次のバナーのリンク先からダウンロードしてください。



より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問:このページの情報は役に立ちましたか?

1:役に立った 2:ふつう 3:役に立たなかった

質問:このページの情報は見つけやすかったですか?

1:見つけやすかった 2:ふつう 3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:企画県民部知事室広聴室
- 電話:078-362-3021
- FAX:078-362-4291
- Eメール:kocho@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)

広報広聴

広聴活動

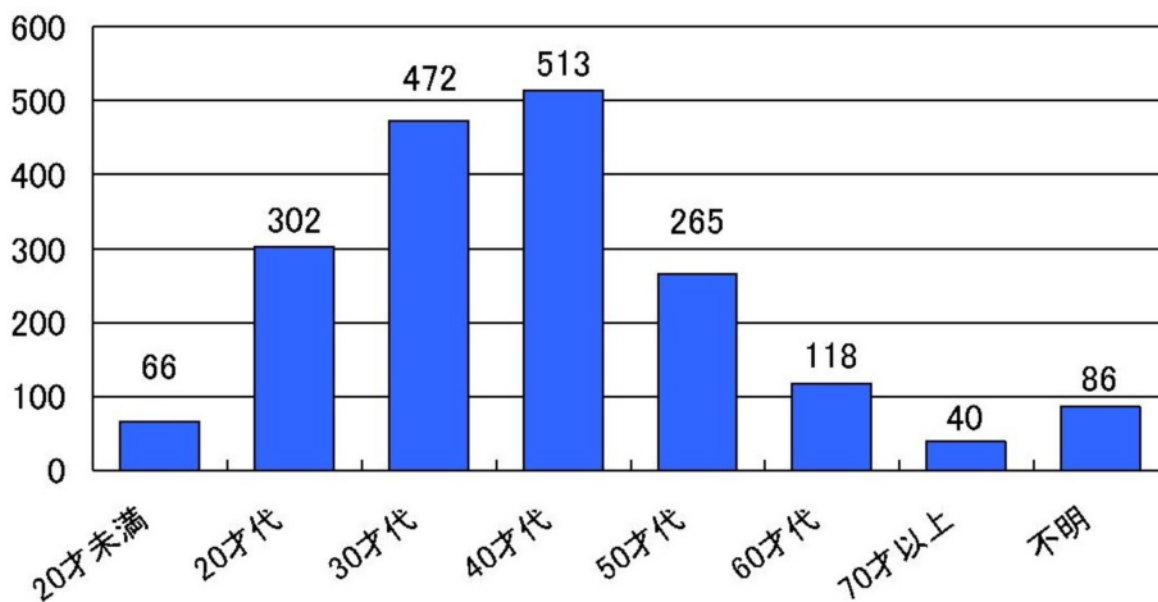
更新日:2009年7月30日

参考資料2:平成20年度兵庫県の消費生活相談の状況(1)

平成20年度、県生活科学センター(総合、東播磨、姫路、西播磨、但馬、淡路、丹波の7センター)で受付けた消費生活相談状況についてまとめたところ、相談件数は13,262件(苦情9,892件、問合せ3,370件)となっています。

不当請求(有料情報サイト)が多発、葉書などによる架空請求は減少

(件) 【有料情報サイト等の年代構成(1,862件)】



(1) 20年度の苦情では、「電話・インターネット等関連サービス」が2,155件とトップである。

そのうち、携帯電話やパソコンでの有料情報サイト等に関するものが1,862件と86.4%を占めている。(携帯電話によるものが1,406件、パソコンによるものが339件)

また、「有料情報サイト等」の中で、全く利用した覚えのない架空請求が618件で、最高支払額は60万円であった。

(2) 葉書などによる架空請求の件数は、19年度1,481件から20年度485件へと約1,000件減少しており、架空請求のウエイトが携帯電話やパソコンによるものに変化してきている。

20年度の月別件数を見ると、10月に174件と激増したがその後は減少している。しかし、突然葉書での架空請求が増加することもあり、引き続き注意が必要である。

70歳以上の相談割合が増加

苦情当事者70歳以上の相談が19年度1,398件(8.7%)から20年度1,221件(12.3%)へ。件数は減少しているものの、割合が増加している。

70歳以上の特徴としては、(1)訪問販売でのトラブル割合が34.2%(その他の年代では8.4%)と高い。(2)商品・サービス別で「ふとん類」が84件で1位となっている。(3)苦情当事者以外からの相談割合が43.2%(その他の年代では20.5%)と高い。などが挙げられる。

また、強引(101件)、判断不十分者契約(92件)、虚偽説明(76件)、次々販売(61件)、書面不交付(54件)、販売目的隠匿(53件)と業者の悪質性が目立っている。

【販売購入形態別件数】

販売購入形態	件数	%
店舗購入	239	19.6
訪問販売	418	34.2
通信販売	204	16.7

マルチ・マルチまがい	15	1.2
電話勧誘販売	128	10.5
ネガティブ・オプション	32	2.6
その他	185	15.2
	1,221	100.0

【主な品目別件数】

	商品・サービス名	件数
1	ふとん類	84
2	工事・建築	74
3	フリーローン・サラ金	64
4	電話・インターネット等関連サービス	60
5	健康食品	48

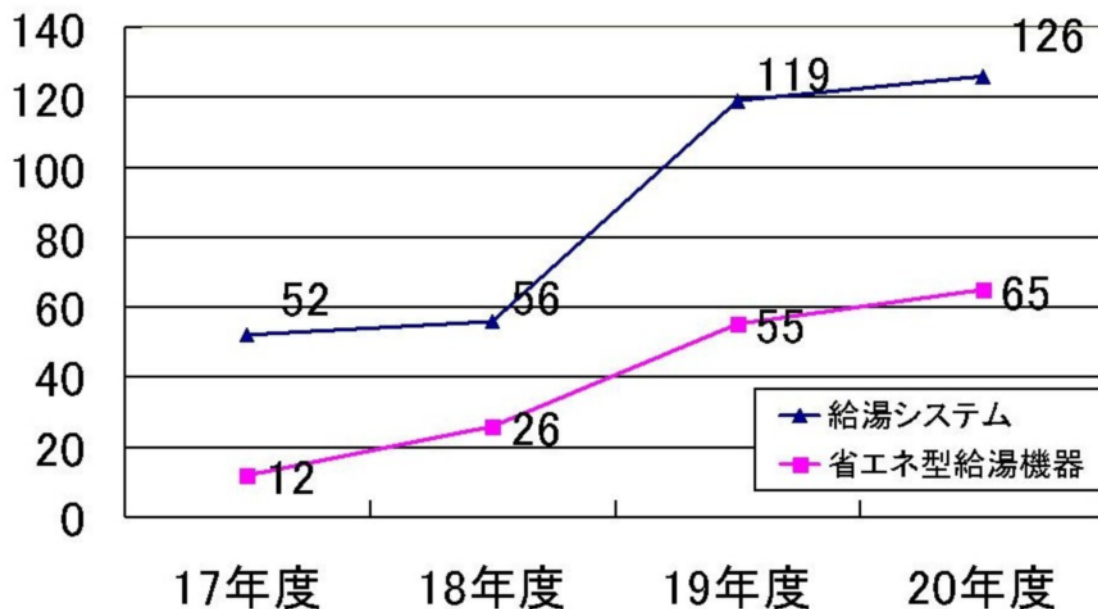
この他に、商品特定しない葉書での架空請求が74件あった。

給湯システムの相談が増加

国や地方自治体の助成金拡充に絡み、給湯システムの相談が19年度119件(苦情全体に占める割合0.7%)から20年度126件(同1.3%)と増加。訪問販売での契約が78.5%であり、給湯システムの相談のうち、省エネ型給湯機器に関するものが65件と過半数である。

「助成金が受けられると業者に勧められ省エネ型給湯機器を契約。実は助成金の受付が終了していたことが、契約後に分かった。」「耐用年数20年」と業者に説明され、省エネ型給湯機器を契約。メーカーに問い合わせると、もっと短いことが分かったので解約したい。」などといった苦情が寄せられている。今後も相談の増加が予想されるので、注意が必要である。

(件) 【相談件数の年度別推移】



より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問: このページの情報は役に立ちましたか?

1: 役に立った 2: ぶつう 3: 役に立たなかった

質問: このページの情報は見つけやすかったですか?

1: 見つけやすかった 2: ぶつう 3: 見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:企画県民部知事室広聴室
- 電話:078-362-3021
- FAX:078-362-4291
- Eメール:kocho@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)

| [リンク集](#) | [県ホームページについて](#) | 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話078-341-7711(代表) 地図は[こちらへ](#)

[ホーム](#) > [県政情報・統計](#) > [広報広聴](#) > [広聴活動](#) > 参考資料2-2:兵庫県の消費生活相談状況(2)

広報広聴

広聴活動

更新日:2009年7月30日

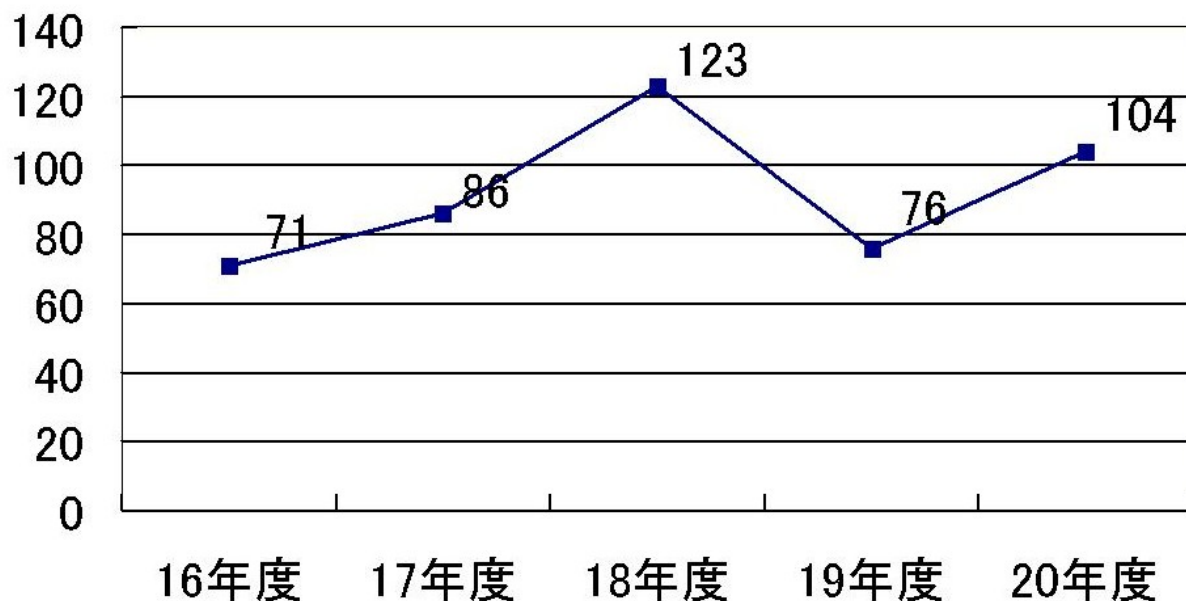
参考資料2-2:兵庫県の消費生活相談状況(2)

海外宝くじの相談が増加傾向

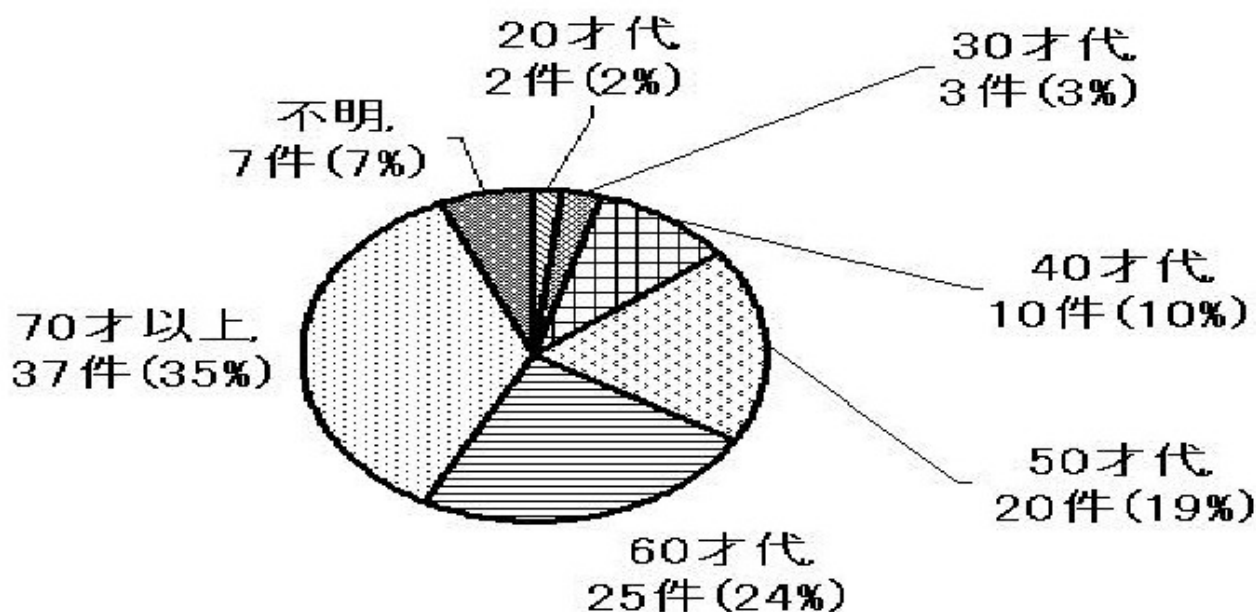
宝くじ相談件数の年度別推移を見ると、18年度まで徐々に増加。19年度は76件といったん減少したものの、20年度には104件と増加している。104件中、「海外宝くじ」に関するものが103件で、当事者年齢では50才以上が約8割(82件)となっている。

また、実際に宝くじを購入し既に料金を支払ったケースは6件で、最高金額は415,600円であった。

(件)【相談件数の年度別推移】



【当事者年代別割合 104件】



商品・サービスの危害・危険苦情

商品やサービスに関連して、身体にけがや病気等の疾病を受けた「危害」に関する苦情は91件、危害を受けたわけではないが、その恐れのある「危

兵庫県/参考資料2-2: 兵庫県の消費生活相談状況(2)

険」に関する苦情は41件であった。

「危害」では、皮膚障害22件(エステ、化粧品など)、消化器障害13件(食品など)、刺傷・切傷8件が多く、「危険」では、発煙13件(調理機器など)、過熱・焦げ6件(食生活機器など)、発火4件(食生活機器など)、破損・折損4件が目立つ。

また、危害程度としては、医者にかからず31件、治療1週間未満 19件、治療1～2週間 10件と軽度のものがほとんどであった。

【主な商品別件数】

	危害 (91件)	危険 (41件)
1	化粧品(7件)	食生活機器(10件)
2	健康食品(6件)	冷暖房機器(7件)
3	医療サービス(6件)	パソコン(4件)
4	外食(5件)	

【主な事例】

危害	皮膚障害(22件)	通信販売で美顔器とジェルを購入。使用后、顔が赤くなりかゆみがでたので皮膚科を受診した。
	消化器障害(13件)	購入した豚まんを蒸して食べたら、嘔吐と下痢が翌日まで続いた。
	刺傷・切傷(8件)	栗剥きカッターをパッケージから取り出す時に、刃部に指が触れ5針縫う怪我をした。
危険	発煙(13件)	電磁調理器が使用不能になり修理。修理1週間後に本体から発煙した。
	過熱・焦げ(6件)	10年程使用している電気温風器を使用中に、プラグが加熱し、コンセント付近の畳が焦げた。
	発火(4件)	煮物を温めていると、焦げたにおいがし、電子レンジの側面から火がでていた。(庫内に付着した食品カスに、電波が集中したことが原因)
	破損・折損(4件)	4年前に購入した扇風機。運転中に突然支柱が折れた。

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問:このページの情報は役に立ちましたか?

1:役に立った 2:ふつう 3:役に立たなかった

質問:このページの情報は見つけやすかったですか?

1:見つけやすかった 2:ふつう 3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:企画県民部知事室広聴室
- 電話:078-362-3021
- FAX:078-362-4291
- Eメール:kocho@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)

[リンク集](#) | [県ホームページについて](#) | 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山路5丁目10番1号 電話078-341-7711(代表) 地図は[こちらへ](#)

[ホーム](#) > [県政情報・統計](#) > [広報広聴](#) > [広聴活動](#) > 参考資料3:兵庫県食品衛生管理プログラム(県版HACCP認定制度)について

広報広聴

広聴活動

更新日:2009年7月30日

参考資料3:兵庫県食品衛生管理プログラム(県版HACCP認定制度)について

県版HACCP認定制度とは

安全で安心な食品を提供するための自主衛生管理や食品の流通履歴管理の取り組みが一定水準以上である県内の食品関係事業所について、当該事業者からの申請に基づいて知事が認定する制度です。

平成14年度に創設した本制度を平成18年4月に施行した「食の安全安心と食育に関する条例」に位置付け推進しています。

【認定基準のポイント】

- 高度な食品衛生管理の手法であるHACCPの考え方に基づく衛生管理システムを導入し、一定水準以上の管理が行われていること。
- 使用原材料や製品の流通履歴情報が適切に管理(仕入れ、出荷の記録、保管等)されていること。
- コンプライアンス(法令順守)の徹底に当たっての、関係法令、自社基準等が整理されていること。

【認定対象】

次の工程を有する食品関係事業所

- と畜処理工程、(2)食鳥処理工程、(3)食肉処理工程、(4)大量調理工程
- 鶏卵選別包装工程、(6)液卵製造工程、(7)水産食品加工工程、(8)菓子・パン製造工程、
- 豆腐類製造工程、(10)めん類製造工程

【認定取得状況】

20件(平成21年7月30日現在)

兵庫県食品衛生管理プログラム認定リスト

	申請者	施設	所在地	認定区分 (食品)	認定年月日(初回)
1	但馬養鶏農業協同組合	但馬養鶏農業協同組合	豊岡市	食鳥処理工程 (鶏肉)	平成15年3月26日
2	但馬養鶏農業協同組合	但馬養鶏農業協同組合	豊岡市	食肉処理工程 (鶏肉)	平成15年3月26日
3	山陰農芸株式会社	山陰農芸株式会社	養父市	食鳥処理工程 (鶏肉)	平成15年11月21日
4	山陰農芸株式会社	山陰農芸株式会社	養父市	食肉処理工程 (鶏肉)	平成15年11月21日
5	沖物産株式会社	沖物産株式会社 食品加工場	淡路市	水産食品加工工程 (水産加工食品)	平成17年9月26日
6	株式会社 籠谷	株式会社 籠谷	高砂市	鶏卵選別包装工程 (鶏卵)	平成18年1月5日
7	社会福祉法人 枚方療育園	さくら療育園	三田市	大量調理工程 (給食)	平成18年3月27日
8	キューピータマゴ 株式会社	キューピータマゴ 株式会社西宮事業所	西宮市	液卵製造工程 (液卵)	平成18年9月27日
9	株式会社 デイリーエッグ	株式会社 デイリーエッグ	赤穂市	鶏卵選別包装工程 (鶏卵)	平成18年9月29日
10	エスケー食品株式会社	エスケー食品株式会社 本社工場	神戸市	水産食品加工工程 (水産加工食品)	平成19年5月2日

11	ヤマサ蒲鉾株式会社	ヤマサ蒲鉾株式会社	姫路市	水産食品加工工程 (魚肉ねり製品)	平成19年7月31日
12	キューピー株式会社	キューピー株式会社 伊丹工場	伊丹市	液卵製造工程 (液卵)	平成19年10月17日
13	加東市	加東市学校給食センター	加東市	大量調理工程 (給食)	平成20年4月2日
14	南あわじ市	南あわじ市学校給食センター	南あわじ市	大量調理工程 (給食)	平成20年4月24日
15	株式会社蔵平水産	株式会社蔵平水産	美方郡香美町	水産食品加工工程 (水産加工食品)	平成20年5月30日
16	ゴールドエッグ株式会社	ゴールドエッグ株式会社京都支店 小野GPセンター	小野市	鶏卵選別包装工程 (鶏卵)	平成20年6月30日
17	但馬養鶏農業協同組合	但馬養鶏農業協同組合 第2センター	豊岡市	食肉処理工程 (鶏肉)	平成20年11月13日
18	洲本市	洲本市立五色給食センター	洲本市	大量調理工程 (給食)	平成21年4月16日
19	株式会社関西ポトリ	株式会社関西ポトリ 第一成鶏農場GPセンター	姫路市	鶏卵選別包装工程 (鶏卵)	平成21年6月26日
20	株式会社あみだ池大黒	株式会社あみだ池大黒	西宮市	菓子・パン製造工程 (菓子)	平成21年7月30日

県版HACCP認定制度認定マーク



より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問:このページの情報は役に立ちましたか?

1:役に立った 2:ふつう 3:役に立たなかった

質問:このページの情報は見つけやすかったですか?

1:見つけやすかった 2:ふつう 3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:企画県民部知事室広聴室
- 電話:078-362-3021
- FAX:078-362-4291
- Eメール:kocho@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)